



などころですし、実態としても、これが非常に大きなインパクトになると同時に、ドイツにとりましては、やはりあそこは、第一次欧州大戦以来の一千三百二十億マルクという例のあの天文学的な賠償金のおかげでインフレを、ハイパーインフレをきわめた国だという思い出がある国でもありますので、極めてこの種の話に厳しい国なのでありますけれども、そのドイツをしても今回はということになつてきましたというのが正直な印象です。いずれにしても、こういつた財政というものをきちんととしておかないと、いざというときに、今回、イタリアはほとんど何にもできない形になつておるという事態等々を踏まえますと、極めて財政のあれは大事なところであつて、最近よく、モダン・マネタリー・セオリーとか、わけのわからぬセオリーをいろいろ言つている方もいらっしゃるのは知らないわけではありませんけれども、私どもとしては、国際社会の中においてきちんと、信頼の置ける、そういつた財政をやるという心構えはきちんと持ち続けなければならぬところだと思つております。

その一つは、これはもう私のざんげですけれども、二〇一二年に、当時は私ども与党だったんですが、野党自民党的強烈な抵抗で、特例公債法がずっと成立しないまま十一月までいつたんです。あのとき、予算では赤字国債が三十八兆入ったので、三十八兆を使えないで地方交付税も出せないと行き詰りました。こんなことを毎年やっていたら、この国はだめだし、総理は一年交代だと思いましたから、最後は三党で、特例公債、毎年審議するやつを三年間は猶予すると。その後、五年になりましたね。これは、財政規律をそのまま守つてくれるという前提だったんですよ。古本さんなんて多分反対しました、あのころは。だけれども、残念ながら、これがどれだけだと思っていましたから、最後は三党で、特例公債は従来どおりに戻して、少なくとも、國債市場は、せめて国会が警報装置を鳴らすためにも、特例公債発行のたびに国会で審議するというルールに私は戻すべきだと、さんげを込めて申し上げたいと思いますが、いかがでしょう。

○麻生国務大臣　これはおっしゃるとおり、あのときは十月か十一月ぐらいまでいわゆるこの法案が通りませんでしたので、えらい騒ぎになつた、おっしゃるとおりになつているんですが。

少なくともあれで、地方公共団体を含めましていろいろな支障が出てきたので、三党合意で、平成二十四年から二十七年度までの四年間といふことにさせていただいたんですが、現行の特例公債法においても、引き続き特例公債を発行せざるを得ないという状況にあることを踏まえまして、これは、三党でお決めいただいた枠組みを引き続いて、授権期間を平成二十八年度から二〇二〇年度までに、二〇一六年から二〇二〇年度までの五年間にになっているんだだと思ひますけれども、現時点

で、今方針を決めているわけではありませんけれども、いろいろな言われたような経緯は間違いない、そういう経緯でこうなつてきたというのがこれまでのあれですので、今後ともこれは検討していかねばならぬ、大事な歯どめの一つにはなり得るものだと思っております。

○野田(佳)委員 時間が来ました。質問を終わります。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

四月七日に閣議決定されました政府の緊急経済対策の考え方について確認をさせていただきたいと思います。

経済対策の考え方によれば、「感染症拡大の収束までの間、雇用・事業活動・生活を守り抜き、危機をしのぎ切る」と書かれておりました。この意味は、世界経済が直面している戦後最大ともいうべき危機で、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主などを決して破綻させない、倒産させないそのためあらゆる手段を尽くすということなんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、先日、四月の七日に決定をさせていただいた緊急経済対策におきまして、事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者の資金繰りに万全を期すこととしている、これは書いてあるとおりであります。

具体的にはということだと思いますが、これは、金融機関によります融資についても実質無利子無担保とすることができる制度を創設するということに加えて、これまであります日本政策金融公庫等々の特別貸付制度などの融資枠を拡充する、また、同じく公庫などの保証つきといふものの民間融資の既往の債務、今やつております債務の借りかえを可能とする、また、総額四十五兆円規模の金額になります金融支援等々によって質、量ともに万全の金融措置をとるなんということをさせていただいた上で、肝心なことは、資金繰りが今一番問題になつておりますので、これまでの

政策が行き渡るようにすることを考えるということとであります。

これをもとに、三月の六日と十六日に二度にわたって、官民の金融機関に対して、事業者の実情に応じた対応に万全を期すようにということとで要請をさせていただき、先日、総理からも、官民の金融機関に対しても、支援策の積極的な活用、貸付条件の変更に係る迅速かつ柔軟な対応、迅速な融資実行などをお願いをさせていただいたところであります。

基本は、事業者の資金繰りに支障が生じることがないよう、これが一番。これがありませんと、そこに雇われておられる雇用者の生活がとまりますので、まずは事業者をきちんと、維持ということを目先に置きませんと、これが終わつた後、V字回復をやるとき、底が抜けていたら話になりませんから、ここはきちんとした形で事業を継続できるようにする、それに伴つて雇用を確保する、この二点が優先順位の一番、二番だと思つております。

○清水委員 その中で、中小・小規模事業者や個人事業主、またフリーランスの支援について伺いたいんですけども、緊急事態宣言が発出され、営業の自粛を求められても、例えば事業主からは、収入がなくなつて生きていけない、こういう声がありますし、今月の家賃など固定費すら払えないといった悲鳴が上がつております。

実は、現在も営業を続いている東京都内の立ち飲み店の経営者がこうう言つております。緊急事態宣言が出されているのに何をしているんだと叱りの言葉を受けることもあるが、補償がないまま店を閉めるわけにはいけない、こっちにも生活がある、日銭がなければ家族を養えないと、こういう苦しい心情を吐露されておられます。

七都府県の知事も、イベント中止や事業活動の休止で損失をこうむつた事業者に対して、やはり国が補償するべきだと、休業補償を求めています。

それで、大臣にお伺いしたいんですが、なぜ安



%以上の収入の減少ということを一つの要件にしようと考へております。要件はそれだけではございませんけれども、おおむね20%ということです。それで、リジットに20%、いやくし定規に20%ということは考へておりません。

基本的に、20%はどこから来たかといえば、政

策金融におきましての中小企業向けの実質無利子無担保融資の条件が売上高が20%減少という考え方方がございますのと、それから、リーマン・ショック直後の企業の四半期別の売上高が最大で20・4%減ったという実績がある、このあたりを捉まえての数字でございます。

これから制度設計でございますけれども、実際の基準の適用につきましては、現に収入の減少が20%に満たないことをもつて一概に特例の適用が否定されるものではなく、個々の納税者の置かれた状況を踏まえつつ、適切な運用が行われるものと考えております。

○清水委員

ぜひ柔軟な対応をお願いしたいんで

それで、今ちょうど矢野さんが、特別利子補給制度の適用条件についても答へられました。この特別利子補給制度の適用条件、個人事業主、これはフリーランスも含むんですが、これは要件がない。借り入れ時のときの条件が5%マイナスのため、実質売上高は5%減少しているということが条件にならうかと思ひますが、小規模事業者の場合は売上高が一五%減少していること、そして、今、矢野さんおっしゃられましたように、中小企業の場合は売上げが20%減少、こういうふうになつてゐるんですね。中小企業庁は、規模の小さい事業者に対してもきめ細かい対策をこのようにとつておられるわけです、五パー、一五パー、二〇パーあるいは要件なしという形ですね。

また、現場の経営者や税理士などの皆さんのお話を聞きますと、それぞれの条件について同じよううにしてもらえば、書類をつくるための申請者の負担も大幅に軽くなるというメリットも考えられる、こういうふうな声が上がつております。

この際、緊急事態でございますので、この納税猶予の特例も特別利子補給制度に倣つて同じ条件にして、申請の手続を簡単にすることですけれども、あこれから法案が出るということですけれども、検討していただけないでしょうか。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

納税の猶予につきましては、御指摘のとおり、特別利子補給制度というのが別途ございますけれども、これとは異なつて、大企業も含めまして、全ての納税者を対象にしたものとなつております。課税の公平性ということにも配慮し、また、申請や審査手続の簡略化を図るという観点からも、一律おおむね20%減少という基準を置くことを今のところ考へております。

○清水委員

ぜひ柔軟な対応をお願いしたいんで

一方、今委員御指摘のよう、さまざまな支援制度がある中で、申請に係る国民の負担を極力軽減すべきという点は政府・与党の中でも議論があつたところでございます。そうした観点から、納税の猶予の特例の申請に当たりまして、融資の申込みの際に利用された書類で収入の減少割合が確認できるものがあれば、そのコピーを活用するなど、柔軟な対応が図られるように工夫をしてまいりたいと考えております。

○清水委員 最後に質問したいと思います。

今SNS上では、やはり自粛と補償はセットだ

るというハッシュタグがたくさんリツイートされてゐるわけです。その点では、資金繰りとあわせ

て、今質疑をさせていただいた納税猶予の特例、これをより、希望する事業者の方々が柔軟に円滑に活用することができるよう、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思うわけです。

○田島政府参考人 お答え申し上げます。

この場でも御答弁申し上げておりますが、現在

でも、この猶予制度の適用に当たりましては、納

税者の置かれた状況や心情に十分配意し、迅速か

つ柔軟に対応するように、全国の税務署に指示を

してあるところでございます。

そういう取扱いにつきまして、今後も徹底し

てまいりたいと考えてございます。

○清水委員 ぜひ、多くの中小企業、小規模事業

者、飲食業、フリーランスの皆さんのも暮らしを守

り切つていただき、そういう強い決意で臨んでい

ただくことを求めまして、私の質問を終わりま

す。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青

山雅幸でございます。

本日も貴重な質問の機会をありがとうございます。

○私 これは非常にいい政策だと思っていまし

て、ちょうど布マスクを配付すると発表されたこ

とで、ちようど布マスクを配付するところに、アメリカのCDCでもそれまでの見解を改

めて、布マスク感染拡大、飛沫拡散の防止効果

があつてお勧めである。それまで非常に否定的

だったトランプ大統領でさえも、自分はつけない

けれども国民には勧める、こういうようなことま

で言つて、世界の動きが、それまで布マスクなん

か何の効果もないんだというのが、非常に効果が

あるんだ、こういうふうに、ちようど布マスク配

付を発表された次の日あたりから大きく報道され

始めているわけです。

ところが、今回、ひどいものなど、SNSの声

を見ると、布マスク一枚が経済対策である。諸

よ、こういうふうに言われたと。外出を自粛をしている中で外へ出で仕事を探し、イベント業者さんがこう言われたということなんです。

これはSNSの投稿ですから、これがこのまま事実かどうかはわかりませんが、今回の納税猶予の特例措置に従えば、税務署が、納税の猶予をた

めらわず、話をして、あなたの場合は納税猶予の特例を活用することができるんじやないですか、まさにこの話をすると、私は、政府の今までおどりになつていてる対策というのは、非常に得ているものだと思っているんです。ところ

が、これが余り評判がよくない。それはなぜかといふうと、感染拡大防止のためにやつているんだよと、国民の皆様にそれをきちんと伝え切れていな

い。言つてみれば、仏つくつて魂入れずのよう

なことになつているものですから、誤解が多かつた

り、あるいはわかりにくかつたりして、せつかく

の政策が生きていかない、そういうふうに思つてお

ります。

ですから、その観点でお伺いいたします。

まず、例えば、検疫についても一つの例なん

で、

すけれども、自宅待機あるいは施設での待機を

願いする。そのときに、お願いするだけで何の支

援もない。なので、公共交通機関が使えない、迎

えもない人は歩いていかなきやいけない、ホテ

ルまで歩いていかなきやいけない、あるいはホテ

ルも自分で探さなきやいけない。本当に待機して

もらいたいと思つたら、こんな扱い、絶対するわ

けないですよね。同じことが布マスク配付にも言

ええと、思ひます。

私は、これは非常にいい政策だと思っていまし

て、ちようど布マスクを配付すると発表されたこ

とで、ちようど布マスクを配付するところに、アメリカのCDCでもそれまでの見解を改

めて、布マスク感染拡大、飛沫拡散の防止効果

があつてお勧めである。それまで非常に否定的

だったトランプ大統領でさえも、自分はつけない

けれども国民には勧める、こういうようなことま

で言つて、世界の動きが、それまで布マスクなん

か何の効果もないんだというのが、非常に効果が

あるんだ、こういうふうに、ちようど布マスク配

付を発表された次の日あたりから大きく報道され

始めているわけです。

ところが、今回、ひどいものなど、SNSの声

を見ると、布マスク一枚が経済対策である。諸